

毎週火、金曜日発行（但休日、当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 家畜改良増殖法施行細則の一部改正
- ◇告示 鳥取都市計画火災復興土地区画整理の区域等の変更  
豚コレラ予防注射等の実施  
土地改良区定款変更認可  
建設業者の登録まつ、消  
建設業者の更新登録  
ふ卵業者の登録
- ◇人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正
- ◇公告 クリーニング師試験の合格者
- ◇雑報 市町村職員共済組合の昭和三十年年度決算書の概要  
市町村職員共済組合第四選挙区の選挙の期日等  
市町村職員共済組合第一選挙区の補欠選挙の期日等
- ◇選管告示 立会演説会を開催する市の単位等

## 規則

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年六月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 鳥取県規則第四十号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則（昭和二十六年四月鳥取県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方事務所長（市にあつては住所地の地方事務所長）」を「家畜保健衛生所長」に改める。

第四条中「別に定める。」を「十回とする。」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

附 則

告示

鳥取県告示第二百四十一号

昭和二十七年五月二日建設省鳥都第十六号で施行を命ぜられた鳥取都市計画火災復興土地区画整理の区域及び地積を、昭和二十八年六月十一日建設省告示第千五十四号により変更された区域及び地積に改められ、その完了期限を昭和三十一年度に改められた。

昭和三十一年五月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第二百四十二号

次のように豚コレラ予防注射、流行性脳炎予防注射及びブルセラ病検査、結核病検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、豚、馬、牛の所有者に対して予防注射又は検査

をうけることを命ずる。

昭和三十一年六月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 実施の目的 豚コレラ、流行性脳炎、ブルセラ病、核結病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚コレラ予防注射―豚、但し、生後四十日以内及び分娩前後一箇月以内のものを除く。

流行性脳炎―馬

ブルセラ病、結核病検査―搾乳の用に供し、

又は供する目的で飼育している雌牛、及

びこれらの牛と同一施設内で飼育してい

る牛。但し、生後六箇月、分娩前一箇月

及び分娩後十日以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射の別及びその方法

豚コレラ予防注射―豚コレラ予防液皮下注射

別表

豚コレラ予防注射

実施期日 実施区域 実施場所  
六月二十八日 気高郡青谷町 同上

二十九日

三十日

七月 十二日 気高町

十三日

十四日

十五日

十六日

十七日

鹿野町

十八日

流行性脳炎予防注射―流行性脳炎予防液皮下

注射

ブルセラ病検査―ブルセラ急速疑集反応検査

結核病検査―ツベルクリン皮内注射反応検査

実施期日 実施区域 実施場所

六月 十八日 日野郡江府町 同上

六月 十九日

六月 二十日

六月 二十三日

六月 二十五日

六月 二十八日

六月 三十一日 溝口町

六月 二十二日

六月 二十五日

六月 二十七日

六月 二十九日

六月 二十九日

六月 二十三日 根雨町

鳥取県告示第二百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、中山村退休寺土地改良区の定款変

更について、昭和三十一年六月八日認可した。

昭和三十一年六月十二日  
鳥取県知事 遠 藤 茂

定による更新の登録申請がなかつたので、同法第十五条  
第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録  
をまつ、消した。

昭和三十一年六月十二日  
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第二百四十四号  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主な営業所の所在地	申請者氏名	まつ、消年月日
鳥取県知事登録 （は）第一四七号	昭和二十九年 三月十七日	石原建設事務所	鳥取市二階町一丁目四三	石原 薫	昭和三十一年 三月十七日
〃 第九一号	〃 三月二十五日	神 谷 組	岩美郡岩美町院内二三五	神谷 富藏	〃 三月二十五日
〃 第九四号	〃 〃	有限会社田中鉄工所	境港市入船町一	田中 正範	〃
〃 第一五一号	〃 四月十八日	湖山興業株式会社	鳥取市湖山下浜	谷 幸三郎	〃 四月十八日
〃 第三一三号	〃 四月一日	戸島工業所	〃 元魚町一丁目三二	戸島 大助	〃 四月一日
〃 第三一九号	〃 四月二十六日	中国建設株式会社	米子市東倉吉町一三六	平井 三郎	〃 四月二十六日

鳥取県告示第二百四十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に更新登録した。  
昭和三十一年六月十二日

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主な営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 （に）第三二六号	昭和三十一年 四月一日	日の丸金属工業株式会社	鳥取市古市二四	広江 台次
〃 第三二二号	〃 四月二十六日	株式会社 横山組	〃 行徳二〇七ノ一	横山 貞一
〃 第一〇一号	〃 十日	岡田工務店	岩美郡岩美町陸上四七九	岡田 光治
〃 第三二〇号	〃 四月二十六日	中村 建設	〃 宇倍野村大字麻生三八〇ノ一四	中村 与市
〃 第一五四号	〃 四月十九日	永原工務店	気高郡鹿野町今市	永原勇美夫
〃 第一〇二号	〃 四月二十四日	三宝土建株式会社	八頭郡河原町地三二三	森田 宗城
〃 第一五五号	〃 四月二十四日	尾 崎 組	東伯郡羽合町宇野	尾崎 文藏
〃 第三一四号	〃 四月一日	岡 崎 組	〃 東伯町八橋	岡崎 正春
〃 第三一五号	〃 〃	株式会社 小谷工務店	倉吉市仲ノ町七四一	小谷 彌市
〃 第三一七号	〃 四月十九日	山下製作所	米子市車尾八一八	山下 巖
〃 第三一八号	〃 〃	三興工業有限公司	〃 錦町二丁目	奥村 整
〃 第三二三号	〃 四月三十日	福原鉄工所	〃 角盤町一丁目	福原 博徳
〃 第三二一号	〃 四月二十六日	玉置工務所	日野郡江府町武庫四四六	玉置八十司
〃 第三二四号	〃 五月六日	安田工務店	鳥取市瓦町	安田 信義
〃 第三二七号	〃 五月二十八日	寺谷 建設	岩美郡岩美町陸上四〇九	寺谷 兼治

鳥取県知事 遠 藤 茂

第三二五号 五月六日 寿組 倉吉市福吉町二丁目 井上 寿則  
 第二〇四号 五月二日 円山組 米子市富士見町一丁目六七 円山 昌業

鳥取県告示第二百四十六号

鳥取県種鶏検査並びに卵業者登録条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号）第八条の規定により昭和三十一年二月十五日次のとおり卵業者を登録した。

昭和三十一年六月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

住所氏名

- |             |                  |       |       |
|-------------|------------------|-------|-------|
| 東伯郡東伯町徳方    | 近藤電熱孵化株式会社       | 取締役社長 | 近藤 謹治 |
| 境港市上道町      | 門永孵卵場            | 門永 象一 |       |
| 鳥取市湖山下浜一一九四 | 株式会社山陰種鶏場        | 取締役社長 | 寺谷英太郎 |
| 倉吉市上井三二〇ノ一  | 鳥取県中央農業協同組合連合会   | 会長    | 近池 利勝 |
| 鳥取市吉方二九六の二  | 鳥取県畜産販売農業協同組合連合会 | 会長    | 佐伯 忠義 |
| 鳥取市吉方七七六の三  | 鳥取種鶏農業協同組合       | 組合長   | 木下 繁美 |
| 東伯郡赤松町松谷六〇六 | 鳥取県種畜場           | 場長    | 永野 拓  |
| 米子市灘町三丁目一三  | 鳥取県西部養鶏農業協同組合    | 組合長   | 初岡 二郎 |

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年六月十二日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第八号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十年鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「官吏若しくは吏員の年金である恩給又はこれに相当する年金」を「官吏若しくは吏員の年金である恩給又はこれに相当する年金（増加恩給、増加退隠料、傷病年金、扶助料及び遺族扶助料を除く。以下同じ。）」に改める。

第十二条第二項本文を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、一般職員級別資格基準表の適用を受ける者のうち、職務の級別区分表における三等級以上（教育二等級を除く。）の職にある者又は級別資格基準表の最高の職務の級以上の職務の級にある者を昇格させるには、その者が現に属する職務の級において次の各号に定める在級年数を満足していなければならない。

第十二条第二項第一号中「九級」を「八級」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年六月一日から適用する。

公 告

昭和三十一年五月施行したクリーニング師試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和三十一年六月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

合格証番号	氏名	合格証番号	氏名
一八一	千馬貞雄	一九八	錦織トミエ
一八二	山田寛章	一九九	小笹寿満
一八三	松田真一	二〇〇	鈴木富美子
一八四	米村啓治	二〇一	馬田国男
一八五	佐々木勇祐	二〇二	梅賀剛
一八六	脇尾庸之輔	二〇三	渡辺敏雄
一八七	佐々木正勝	二〇四	馬田正雄
一八八	松本豊年	二〇五	今市久和
一八九	佐々木兼清	二〇六	木村俊郎
一九〇	渡辺裕	二〇七	末吉義人
一九一	浜田誠示	二〇八	河野岩夫
一九二	渡辺勇三	二〇九	山本悠
一九三	木村庸子	二一〇	松本栄一
一九四	沢田敬喜	二一一	堀田栄武
一九五	山尾春美	二一二	長谷川静枝
一九六	山田寿久	二二三	中村皓一
一九七	塩崎和雄	二二四	榎谷和夫
二二五	岩木正吉	二二七	梅谷功
二二六	穴道隆一	二二八	吉田親清
二二七	梶川昌康	二二九	松本英造
二二八	岩本義明	二三〇	松村英明
二二九	井田勝信	二三一	中林義明
二三〇	岩本虎男	二三二	森原法明
二三一	前田勉	二三三	雁津盛男
二三二	石川弘己	二三四	伊藤裕康
二三三	桂太郎	二三五	片岡一
二三四	村岡章郎	二三六	木内章一
二三五	深川徹	二三七	内田好子
二二六	中井正賢		

雑報

鳥取県市町村職員共済組合の昭和三十年年度決算報告書を認定したので、その概要を次の通り公告する。

昭和三十一年六月十二日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 坂出 雅 己

昭和30年度決算諸表 (昭和30年度分)

借	方		勘定科目	貸	
	3月分残高	修正増減		3月分残高	修正増減
10,347,644	1,345	4,649,062	4,649,062	4,649,062	
4,640,307	144,497	3,105,343	628,814	3,734,157	
144,497	444,041	3,726,412	377,286	4,103,698	
444,041	15,228	170,441	3,941,403	3,090,917	
	{ 1,006,100		{ 401		
			{ 3,941,403		

15,577,834	1,166,825	15,433,337	小	計	7,002,196	9,596,966	15,577,834
42,060,619	4,649,062	37,411,557	保り	給付金			
56,800		56,800	り	給付金			
2,682,159		2,682,159	健康	給付金			
10,300		10,300	災業	給付金			
		15,228	加	給付金			
3,941,403	3,941,403		附	支払金	15,228		
			過	当金			
			期	短期	12,022,577		12,022,577
			短	短期	36,059,668		36,059,668
			利	短期	244,378		388,875
			延	短期	36,360	144,497	36,360
	401		過	短期	401		401
			難	短期	243,801		243,801
48,751,281	8,590,866	40,176,044	小	計	48,607,185	159,725	48,751,281
64,329,115	9,756,691	55,609,381	合	計	55,609,381	9,756,691	64,329,115

短期経理財産目録

昭和31年3月31日現在

摘要	内	訳	金額
流動資産		円	円
預金			
普通預金	4,319,663		
通知預金	300,000		
定期預金	5,727,981		10,347,644
貯金			
郵便貯金	1,345		1,345
未収金			
短期掛金	1,159,966		
短期負債	3,480,341		4,640,307
未収収益			
預貯金利息	144,497		144,497
連合会勘定			
連合会へのり災給付積立金	444,041		444,041
資産合計			15,577,834

流 動 員 債 價		員 債 價	
未 払 金	診 療 費		
基 金	支 払 準備 金	4,649,062	4,649,062
支 払 準備 金		3,734,157	3,734,157
負 債 價 合 計			8,383,219
差 引 正 味 資 産			7,194,615

短 期 経 理 貸 借 対 照 表

昭和31年3月31日現在

借	方	金 額	貸	方	金 額
流 動 資 産	円		流 動 負 債	円	
預 貯 未 収 計	10,347,644		未 払 準備 金		4,649,062
	1,345		支 払 準備 金		3,734,157
	4,640,307		支 払 本 金		
	144,497		基 金		3,734,157
			不 足 補 充 積 立 金		
				4,103,698	
					15,577,834

連 合 勘 定 連 合 勘 定	勘 定	利 余 金	金 額
		3,090,917	7,194,615
合 計		15,577,834	15,577,834

短 期 経 理 損 益 計 算 書

自昭和30年4月1日  
至昭和31年3月31日

損	失 金 額	利 益	金 額
事 業 支 出		事 業 收 入	
保 険 災 害 給 付	42,060,619	短 期 利 息 及 配 当 金	12,022,577
リ 休 業 加 給 付	56,800	短 期 負 担 金	36,059,668
附 業 加 給 付	2,682,159	利 息 及 配 当 金	388,875
	10,300	延 滞 收 入	36,360
利 益 期 利 益 金		雑 收 入	243,801
		計	48,751,281
合 計		合 計	48,751,281

長期経理決算精算表 (昭和30年度)

借	方		勘定科目	貸		方
	3月分残高	修正増減		3月分残高	修正増減	
6,208,260		6,208,260	預金			
1,228,752		1,228,752	未収金			
59,997	59,997		未収金			
1,930,617		1,930,617	未収金			
20,594,710		29,314,414	未収金			
	2,363,387		未収金			
	8,995,977		未収金			
30,022,336	11,419,361	38,692,043	小計	32,116,618	17,984,786	30,022,336
4,250,646		4,250,646	退職給付金			
36,677		36,677	退職給付金			
		7,168	退職給付金			
6,623,656	6,623,656		退職給付金	3,981,291		3,981,291

長期経理財産目録

昭和31年3月31日現在

長期経理財産目録	金額	長期経理財産目録	金額
長期利息及び配当金	6,818,540	長期利息及び配当金	6,818,540
過年度収入金	51,151	過年度収入金	51,148
	8,934		
小計	10,889,916	小計	10,910,979
合計	42,976,534	合計	40,933,315

摘要

資産	金額	負債	金額
流動資産	2,138,998	流動負債	6,208,260
普通定期金	4,072,267	長期定期金	454,151
未収金	454,151	長期定期金	774,601
未収金	774,601	長期定期金	1,228,752



借方		貸方	
金額	金額	金額	金額
預貯金	59,997		59,997
連合会勘定			
連合会への長期給付積立金	1,930,617		1,930,617
不足責任準備金	20,594,710		20,594,710
資産合計	30,022,336		
		負債	
		支払準備金	
		支払準備金	352,395
		責任準備金	29,669,941
		負債合計	30,022,336
差引正味資産	0		

長期経理貸借対照表

昭和31年3月31日現在

流動資産		流動負債	
金額	金額	金額	金額
預未収	6,203,260	支払準備金	352,395
未収	1,228,752	支払準備金	29,669,941
未収	59,997	責任準備金	
合計	7,497,009	責任準備金	
連合会勘定		連合会勘定	1,930,617
連合会勘定		連合会勘定	20,594,710
不足責任準備金		不足責任準備金	
不足責任準備金		不足責任準備金	
合計	30,022,336	合計	30,022,336

長期経理損益計算書

自昭和30年4月1日  
至昭和31年5月31日

損		益	
金額	金額	金額	金額
事業支出	4,250,646	事業収入	3,981,291
退職給付	36,677	長期掛当	6,818,540
遺族給付		長期利息及び配当	111,148
合計	4,287,323	合計	

利息当金	6,623,656		計	10,910,979
当期利息				
合計	10,910,979	合計		10,910,979

業務経理決算精算表 (昭和30年度分)

借	方			勘定科目	貸		
	差引残高	修正増減	3月分残高		3月分残高	修正増減	差引残高
391,829			391,829	預未			
30,590			30,590	未收			
761	761			未貯			
29,339	10,769		18,570	蔵及			
108,750			108,750	び備			
1,440	1,400			品用			
				金	667	6,784	7,451
				金	191,196	364,022	555,218
562,669	12,930		549,739	小計	191,863	370,806	562,669
1,321,116			1,321,116	職員給与			

201,653			201,653	厚族			
478,125			478,125	生務			
322,455			334,624	水却		12,169	
14,962			14,962	費費			
6,784	6,784			料費			
1,000			1,000	借借			
800			800	費費			
34,134			34,134	金金			
101,630			101,630	費費			
103,261			103,261	息息			
11,021			11,021	金金			
796,147			796,147	入			
364,022	364,022			金金	3,739,440		3,739,440
				金金	8,803		9,564
				金金	8,106		8,106
3,757,110	370,806		3,927,916	小計	3,756,349	12,930	3,757,110
4,319,779	383,736		4,703,515	合計	3,948,212	383,736	4,319,779

業務経理財産目録

(昭和31年3月31日現在)

摘要	内	外
	額	額
	円	円
流動資産		
預金		
普通預金	391,829	391,829
未収利息	30,590	30,590
未収貯蓄品	761	761
貯蓄品	18,570	18,570
火災共済の消耗品	10,769	10,769
事務用品		29,339
計		29,339
固定資産		
器具及び備品		108,750
金庫、机、戸棚、その他		108,750
繰延勘定		
繰前勘定		1,400
印刷費用		1,400
計		1,400
資産合計		562,689
負債		
引当金		7,451
器具及び備品減価却引当金	7,451	7,451
計		7,451
負債合計		7,451
差引正味資産		555,218

業務経理貸借対照表

(昭和31年3月31日現在)

借	方	金額	貸	方	金額
	円	円		円	円
流動資産			引当金		
預金	391,829		減価却引当金		7,451
未収利息	30,590		基金		
未収貯蓄品	761		剰余金		555,218
計	29,339				
固定資産					
					452,519
資産合計		562,689	負債合計		7,451
			差引正味資産		555,218

器具及び備品 繰延勘定 費用	108,730	1,400		
合計	562,669	合計		562,669

業務経理損益計算書

(自昭和30年4月1日  
至昭和31年3月31日)

損失	金額	利益	金額
事業支出	1,321,116	事業収入	3,739,440
職員厚生旅事務光減賃諸食	201,653	事務費及び配当金	9,564
	478,125	利息	8,106
	322,455	雑収入	
	14,962	合計	3,757,110
	6,734		
	1,000		
	800		
	34,134		

損失	金額	利益	金額
負債合計	101,630	掛金	3,739,440
通算	103,261	利息	9,564
支払	11,021	雑収入	
雑	796,147	合計	3,757,110
合計	3,757,110		

監査意見書

昭和三十一年五月十八日昭和三十年年度決算を監査したる  
処各経理の財産目録、貸借対照表、損益計算書の科目の  
処理並びに関係証憑書類の整理は適法正確であることを  
認める。

意見

1 各経理における年度末未払金は短期経理のみで他は  
全部支払済である。短期経理の未払金は昭和三十一年  
二月分診療費一、九六八、五〇一円であり組合の支払

予定は五月末になつてゐるが成可く早急に支払う様要  
望する。

2 掛金は組合員の給料の中から源泉徴収され給料支給  
日には当然市町村に徴収されているものと思考される。  
従つて掛金の未収という事は考えられない。

組合は掛金未収の市町村に対しては嚴重に督促される  
等格別の措置を払はれる様要望する。

3 各経理の未収金は昭和三十一年三月三十一日現在左  
記のとおりである。

短期経理 四、六四〇、三〇七円

内訳 掛金 一、一五九、九六六円

負担金 三、四八〇、三四一円

長期経理 一、二二八、七五二円

内訳 掛金 四五四、一五一円

負担金 七七四、六〇一円

業務経理 三〇、五九〇円

これに対し監査の当時においては極力徴収の結果左記の通りになつてゐる。

短期経理 三、〇〇八、六五七円

内訳 掛金 七五二、〇九四円

負担金 二、二五六、五六三円

長期経理 一、一一〇、一六四円

内訳 掛金 四一〇、四二四円

負担金 六九九、七四〇円

業務経理 なし

尙今後共徴収に努力し給付が遅延しないよう措置を講ぜられ度く要望する。

昭和三十一年五月十八日

鳥取県市町村職員共済組合

監事 林 原 正 二 ㊦

監事 尾 方 英 一 ㊦

規約第七条第二項並びに第三項における第四選挙区の選挙を次のとおり行うので規約第九条第二項の規定により公告する。

昭和三十一年六月十二日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 坂出雅己

一 選挙の日時 1 規約第七条第三項の選挙

六月二十九日 午前十一時より 正午まで

2 規約第七条第二項の選挙

六月二十九日 午後一時より 午後二時まで

二 選挙の場所 境港市役所

規約第七条第三項における第一選挙区の補欠選挙を次のとおり行うので規約第九条第二項の規定により公告する。

昭和三十一年六月十二日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 坂出雅己

一 選挙の日時 六月二十一日 午前十一時より正午 まで

二 選挙の場所 鳥取市役所内 第一議員控室

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

昭和三十一年七月八日執行の参議院地方選出議員選挙において立会演説会を開催する市の単位の区域を次のとおり定めた旨、それぞれの市の選挙管理委員会から報告があつた。

昭和三十一年六月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

市名 単 位 区 域

鳥取市 第一単位 遷喬校区、久松校区、醇風校区、明

徳校区、富桑校区、中ノ郷校区、大

正校区、東郷校区、美穂校区、大和

校区、神戸校区

第二単位 修立校区、日進校区、美保校区、稲

葉山校区、面影校区、倉田校区、米

里校区

第三単位 湖山校区、賀露校区、千代水校区、

末恒校区、松保校区、大郷校区、豊

実校区、吉岡校区、明治校区

倉吉市 第一単位

上灘校区、成徳校区、明倫校区、小

鴨校区、社校区、北谷校区、上小鴨

校区、高城校区、灘手校区

米子市 第二単位

西郷校区、上北条校区、日下校区、

義方校区、就将校区、明道校区、住

吉校区、成実校区、尚徳校区、五千

石校区

第二単位 彦名校区、崎津校区、大篠津校区、

和田校区、富益校区、夜見校区

第三単位 啓成校区、車尾校区、福生校区、福

米校区、加茂校区、巖校区

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町  
印刷所 鳥取県鳥取市東町  
印刷所 鳥取県鳥取市東町